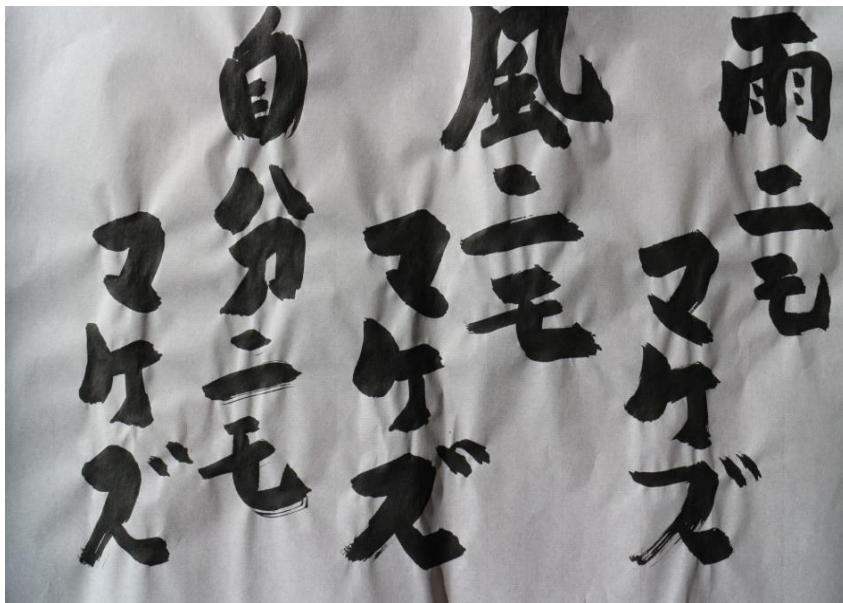


社会福祉法人 岩手愛児会

児童心理治療施設 ことりさわ学園

中・長期経営計画



平成29年3月

社会福祉法人 岩手愛児会

児童心理治療施設 ことりさわ学園

目次

序章 計画の概要

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の概要（構成）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 施設を取り巻く現状と課題

- 1 社会情勢と国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 岩手県における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 施設の現状と課題～SWOT分析の取組から見えてきたこと～・・ 6

第2章 施設の理念と方針

- 1 法人の基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 目指すべき施設像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 施設の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 課題解決に向けた取組（基本方針別）

- 1 心理治療（基本方針1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - （1）最重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針
 - （2）他の重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針
- 2 生活支援（基本方針2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - （1）最重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針
 - （2）他の重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針
- 3 医療、学校教育その他関係機関との連携（基本方針3）・・ 16
 - （1）最重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針
 - （2）他の重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針
- 4 家族との治療協力（基本方針4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - （1）最重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針
 - （2）他の重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針
- 5 地域交流・地域貢献（基本方針5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - （1）最重点目標
 - ①現状と課題
 - ②取組方針

(2) 他の重点目標	
①現状と課題	
②取組方針	
第4章 人材育成のための研修計画	
1 基本的な考え方	19
2 階層別研修	19
3 課題別・テーマ別研修	20
4 職種別研修	20
第5章 職員配置計画	
1 基本的な考え方	22
2 配置計画の概要	22
3 職員数の増減と人件費の増減予測	22
第6章 施設整備計画	
1 基本的な考え方	23
2 施設整備・修繕計画の概要	24
3 固定資産物品購入計画	24
第7章 計画の推進方策	
1 マネジメントのあり方（計画の進捗管理）	25
2 推進体制	25
資料編	
SWOT分析データ	26
改正児童福祉法第三条の二の解釈に基づく社会的養護（狭義）（案）	
家庭と同様の環境における養育の推進	
民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ	

※表紙書 学園児童 高2女子

序 章 計画の概要

1 計画策定の目的

社会福祉法人岩手愛児会（以下、「法人」という）では、経営健全化計画（平成14年～23年）の10年間の総括を踏まえて実施する第3期目の計画（平成24年～28年）の取組や、平成26年度の新会計基準の導入、社会福祉法改正、福祉サービス第三者評価の受審結果等を背景に、中・長期の経営計画の必要性を認識し、平成28年度、「社会福祉法人岩手愛児会 中・長期経営計画」を策定するに至った。これにより、法人の経営理念やビジョン、基本方針を踏まえた現状分析、課題（弱み）の把握と解決の方向について検討され、平成32年度までの工程表を含めた経営方針が示された。

児童心理治療施設ことりさわ学園（以下、「当施設」という）では、これを踏まえ、その実現を図るため、これまでの取組の成果を総括し、今後継続して取り組むべき課題を整理するとともに、新たな課題を明確にした上で、ここに、「児童心理治療施設ことりさわ学園 中・長期経営計画」として、今後5年間（平成28年度～平成32年度）の取組方針を定めることとした。

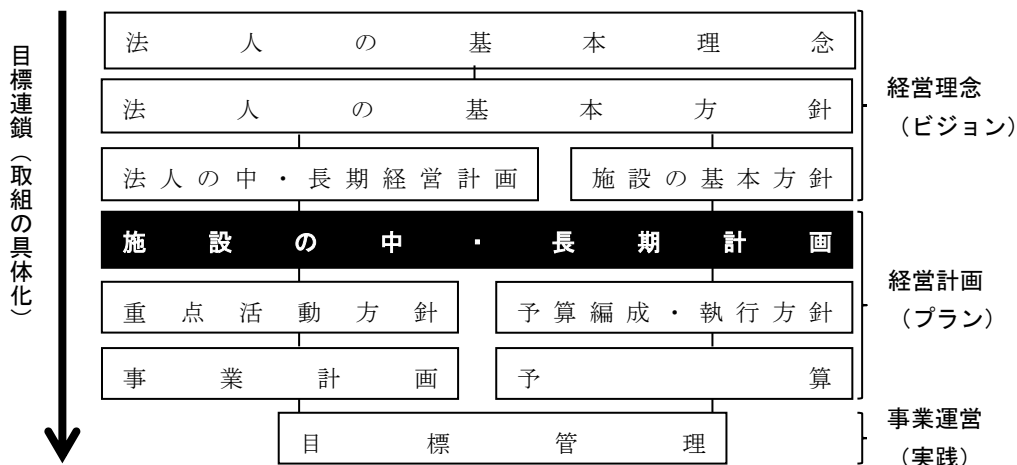
本計画の策定に当たっては、単にこれまでの取組を整理して羅列するにとどまらず、これまでの実績を踏まえつつ、更に、制度改正、社会情勢や施設役割等、経営環境の変化に対応した施設経営の基本的な考え方を定め、より簡潔でわかりやすく示すことで実践しやすい計画とすることを目指し、策定することとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法人岩手愛児会 中・長期経営計画」を上位計画とし、その達成に向けた当施設独自の役割と取組の方針を定める経営計画である。併せて、本計画は、関係する各種の法制度に適合するものとして策定され、全国社会福祉協議会が全国推進組織となって実施する「社会的養護関係施設第三者評価事業」に位置づける「中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）」に該当するものとする。

これを踏まえ、本計画は、年度ごとに策定される事業計画や年度予算の根拠となるものであり、本計画と事業計画及び予算の間には年度ごとの重点活動方針及び予算編成・執行方針が定められるものとする（図1「目標連鎖と取組の具体化のイメージ」）。

図1 目標連鎖と取組の具体化のイメージ



3 計画の概要（構成）

本計画は、序章から第7章までの8章構成とし、巻末には資料編として、本計画策定に向けて実施したSWOT分析の資料（職員に対して行われたアンケート結果及びその分析シート）を付す。

序章【計画の概要】により、本計画の目的・位置づけを明確に示し、第1章【施設を取り巻く現状と課題】にて計画策定の背景を捉える。第2章【施設の理念と方針】により、施設のビジョンを踏まえ、第3章【課題解決に向けた取組（基本方針別）】・第4章【人材育成のための研修計画】・第5章【職員配置計画】・第6章【施設整備計画】において、施設として取り組むべき課題・事業について示し、第7章【計画の推進方策】にてその実施の仕組み・体制を明らかにする。

これらは、すべてが連動してはじめて意味をなすものであり、総合計画としての性質をもつように構成されている。

4 計画期間

本計画の対象となる期間は、「社会福祉法人岩手愛児会 中・長期経営計画」と連動した平成28年度～平成32年度の5か年とし、中間年である平成30年度に見直しを行うものとする。ただし、平成28年度は本計画の策定年度となることから、実質的な取組は、平成29年度を初年度とするものと捉える。

第1章 施設を取り巻く現状と課題

1 社会情勢と国の動向

わが国においては、近年、人口減少及び少子高齢社会化、低成長経済情勢の長期化、高ストレス社会化等、国民を取り巻く生活環境が変化してきたことによる児童の養育環境への影響により、社会的養護の果たす役割への期待が大きくなっている。子どもの貧困問題、不登校、ネット依存、いじめ等が社会問題化する中、特に児童虐待の増加はわが国の主要課題となっている。全国208か所の児童相談所が受けた児童虐待相談件数が103,260件（平成27年度統計）と被虐待児が全国レベルで右肩上がりの増加を示す。それと併せ、社会的養護関係施設の処遇関係では「愛着形成障害」がクローズアップされ、更に、発達障害、精神疾患を持つ児童の施設入所割合が増え、これについて、個別対応やより家庭的な対応の必要性が叫ばれるようになった。全国の児童心理治療施設（現行法上の「情緒障害児短期治療施設」）においても、被虐待児の利用割合が7割を超え、また、発達に課題を持つ児童（全国平均3割強）、精神科医療機関を受診している児童（全国平均6割強）についても増加傾向である。

このように、児童心理治療施設への期待は、愛媛県や千葉県等での施設新設の動きからも明らかであるが、一方で、入所児童の充足率は約75%と低く、暫定定員で対応している施設も多い現状がある。これは、単に対象児童が減少しているということよりも、要支援度の高い児童の増加を主たる要因として、施設機能や施設整備上の許容人数の適正化を求める意味合いが大きい。入所児童に対する権利擁護の観点からも、今後ますます施設の小規模化、地域化が進められていくことが見込まれている。

このような状況も受けながら、厚生労働省は社会的養護の「脱施設化」を明確に示し、家庭的養護推進の方向に大きく舵を切り始めた。国はすべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進を趣旨として、第190回国会（平成28年5月）において「児童福祉法等の一部を改正する法律」の法案を成立した。

これまで、わが国の要保護児童は、社会的養護を中心とする考えのもと、その9割が施設での集団生活を送ってきたが、前掲の児童福祉法一部改正により、厚生労働省は、①家庭養護（里親）、②家庭的養護（小規模児童養護施設）、③社会的養護（施設養護）それぞれが、概ねその3分の1ずつを担うよう各自治体に通達した。この達成に向けては、里親委託につながる担い手育成や医療福祉職の離職率の改善、施設基準の充実と同時に老朽化した施設の改修を促す補助制度等財政支援への取組等、総合的かつ計画的な施策の実施が必要とされている。

2 岩手県における取組

岩手県においては、3児相（岩手県福祉総合相談センター・一関児童相談所・宮古児童相談所）が抱える児童虐待件数が474件（平成26年度統計）と、前年度比で59件増の増加傾向にあり、要保護児童対策として、児童養護施設や乳児院において、より家庭的な雰囲気での個別ケアに取組めるよう、施設ケアの小規模化や心理療法士、家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置など、社会的養護体制の充実に取り組んできた。平成27年度を初年度に5か年計画として策定された「新しいわて子どもプラン」（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画）では、「子どもの健全育成を支援する」方策として、社会的養護体制の充実に向け、「できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態とすることが必要」

との認識に基づき、施設養育環境の小規模化の推進、里親による家庭養護の推進を図ることが謳われている。

また、平成27年3月には「岩手県家庭的養護推進計画」を策定し、本県の児童養護のあるべき姿を提示し、計画期間における目標を設定したが、児童自立支援施設と情緒障害児短期治療施設に関する具体的な数値目標は提示されなかった。児童養護施設等の小規模化が進む中、本県においても各児童相談所で待機児童が増加する等、包括的な支援体制の視点からも、要保護児童対策における、県内唯一の児童心理治療施設としての当施設の社会的な役割の確立に向けて、大きな課題を残している。

3 施設の現状と課題～SWOT分析の取組から見えてきたこと～

「情緒障害児短期治療施設」は、何らかの原因により発達に課題を持つ児童や保護者等による虐待、家庭や学校での人間関係等が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることにより、社会生活が困難になっている児童が短期間入所または通所し、心理面からの治療および生活面での指導を受けることを目的とする施設である。施設の名称については、支援の実態等を踏まえて変更が検討されてきており、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）において今後の検討課題とされ、平成29年度4月から施行される児童福祉法一部改正により「情緒障害児短期治療施設」から「児童心理治療施設」へと名称変更されることになった。

今後、児童心理治療施設としてより専門的な治療支援が要求されるとともに、岩手県内および近県との包括的支援体制の充実に向け、家庭養護および家庭的養護へのレスパイト対応がニーズとして求められてくることが予想される。

そのような情勢を背景に、平成28年度、情緒障害児短期治療施設は全国で45施設（平成28年4月現在）となっているが、一方で、暫定定員となっている施設が4割近くあるという現状がある。長期的には今後さらに少子化の傾向が進むことが見込まれる中で、当施設も平成24年度より5年連続で暫定定員となっており、施設運営上での支障をきたしてきている。その他、虐待による愛着に課題を持つ児童や発達に課題を持つ児童の入所に加えて、以前は入所の対象とされてこなかった精神科領域の児童の入所も増えてきており、精神科医療機関への受診率は7割を超え、うち6割が服薬を必要としている。また、当施設が設立された当時（昭和62年）は旧児童福祉法に従い、園舎の構造は小学生を対象としており、中高生が半数を超える現在、老朽化、狭隘化が激しく、治療構造的にも厳しい現状にある。入所児童が落ち着いた生活環境の中にあつてこそ、今後求められる児童心理治療施設としての効果的な治療支援が可能であり、過密な生活環境から起こる刺激等の軽減を図ることを急務として、定数を削減する方向で関係機関と協議を重ねてきたが、まだ実現には至っていない。

今後も、県の家庭的養護推進計画の推移をみていく中で、県や児童相談所と協議を継続しながら、平成30年度を目標に定数を40名とすることで改善を図るとともに、将来的には建て替え新築による構造的な課題解決が望まれる。

こうした状況の下で、当施設では一層の治療・支援の充実を図ることと併せ、時代に合った新しいニーズに効果的に総合的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、中・長期計画を策定するに至った。本計画を策定するに当たっては、平成28年1月～2月に法人全職員を対象に行ったSWOT分析の結果を参考にした。このことにより、本計画の策定に職員の意見が反映されることを保障し、また、法人の中・長期計画との整合性を図ることを重視した。ここで得られた質的データから、法人が組織した経営計画査定委員会作業部会により、経営力、人材力、組織力、サービス・接遇力、営業・マーケティング力、財務力、地域貢献力、その他について、当施設の強みと弱みを可視化することができた（表「ことりさわ学園SWOT分析結果（抜粋版）」参照）。

表「ことりさわ学園SWOT分析結果（抜粋版）」

	強み・できている	弱み・できていない	現状の課題と問題
経営力	<ul style="list-style-type: none"> ・理念が確立し共有化できている ・医療や教育との連携が取れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の方針が不明確 ・施設と病院との考え方の違いがある ・暫定定員が続いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期経営計画の共有化 ・財源の安定確保 ・暫定定員の解消
人材力	<ul style="list-style-type: none"> ・専門スタッフが充実している ・職員が誇りを持って仕事している 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成のシステムと自己実現のためのフォローが不足 ・新人教育ニーズの変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成ビジョンの作成 ・求人時期の改善による好人材の確保（学生への啓発） ・研修による人材育成
組織力	<ul style="list-style-type: none"> ・経験知、人材、情報収集の面では充足している ・治療・支援方針の共有化が図られている ・スーパービジョン体制がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務が多い（時間が無い） ・縦割りの弊害（担当・業務分担が分からないことが多い） ・職員（数）が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員からの意見の吸い上げ方法（システム）の工夫・改善（特に若手職員） ・キャリアパスの導入も視野に入れた中堅職員の育成
サービス接遇力	<ul style="list-style-type: none"> ・個別担当制導入に対する満足度は高い ・団体のグループワークはできている ・ルールが他施設よりゆるい→普通の生活に近く、退所後の生活環境に近い 	<ul style="list-style-type: none"> ・退所者からの意見（利用者評価）収集が不足 ・個別支援の時間が取れない ・施設の老朽化・狭隘化 ・入所児童のプライベート空間を確保しにくい構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・退所した児童へのアフターフォローの充実（個々の職員による対応に頼っている現状） ・高校卒業後の自立（生活力）プログラムの提供 ・建物施設の老朽化、狭隘化に対する改善
営業マーケティング力	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを刷新した ・各自治体の子育て事業に参画している 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への情報発信が不足 ・寄付を募るための活動が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の充実 ・地域のニーズ把握への取組 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への参加に向けた働きかけ
財務力	<ul style="list-style-type: none"> ・措置費収入で運営されている ・光熱費のコスト意識が高い ・財務状況が明示されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人として慢性的な赤字体質となっている ・人件費率が高い ・施設環境の老朽化・狭隘化にともなう修繕費・整備費の資金がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人としての経営改善 ・全職員によるコスト・パフォーマンスへの意識（トータルコスト分析）
地域貢献力	<ul style="list-style-type: none"> ・西和賀町や葛巻町との地域交流が行われている ・青春塾による相談通所事業が実施されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元松園地域との交流が少ない ・ボランティアの受入れに対する取組が不活発 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献に対する意識の醸成 ・ボランティアの受入れに対する取組の強化
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・組合が組織され職員の福利厚生が図られている 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報技術（ICT）の習得が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報技術（ICT）活用の推進

ここから見えてきた当施設の現状の一例として、被虐待児童、発達障害、精神科通院児童等高度な治療的処遇と専門的な支援を要し、かつ、保護者の病気等で家庭復帰の困難な児童の入所が増えてきていること、併せて、高校生等高学齢で入所に至るケースが増えていくことに対し、組織的な対応が図られている反面、職員を育成するシステムが確立されておらず、継続的な支援体制の構築が十分図られていないことが挙げられる。また、施設の老朽化・狭隘化に対する改善を図るための財源確保と職員の育成システムに関しては、法人全体の方針に連動して、組織的かつ計画的に取り組まれることが求められる。



第2章 施設の理念と方針

1 法人の基本理念と基本方針

基本理念

—子どもこそ原点—

社会福祉法人岩手愛児会は、子どもこそ原点の思想のもと、どんな時代にも役職員一体となり、子どもの権利と意向を尊重し、その健全なる心身育成のために「先駆的・開拓的・受容的」な姿勢を貫き、子どもやその家族に対して福祉と医療と教育の三位一体の連携による最善の療育と養育を提供します。

基本方針

- [1] 真に子ども達のための施設（学園・病院）づくりをめざします。
- [2] すべての子ども達が心身共に健やかに育ち、社会で自立できるような施設づくりをめざします。
- [3] 社会と密接につながりながら、社会の中で開かれた施設づくりをめざします。
- [4] 職員が子ども達のために働きがいのある施設づくりをめざします。

2 目指すべき施設像

心病む子ども達のための施設、「ことりさわ学園」として発足するにあたって、関係機関の指導、助言を頂きながら職員間で討議を尽くして、次のような基本理念を得て出発した。即ち《心の港論》である。

ことりさわ学園を求めて来る子ども達は…

その原因や理由のいかんを問わず、自分が陥っている心の不安、混乱状態から、もがき苦しみながらも必死に脱却しようとして、この「ことりさわ学園」を求めて来るのであると捉えよう。

たとえば、この子ども達は心の大きな不安と混乱という荒波の中で、翻弄されている難破寸前の小さなサップ舟に似た状態であり、とにかく避難港を求めているようなものである。

だとすれば、この子ども達に対して、私たちは先ず安らげる《避難港》を用意しなくてはならない。治療とか指導は、必要ならばその後も良い。とにかく子ども達に安らげる場所を与えよう…。そのためには職員としても、子ども達を含めた施設全体としても、子どもの“総て”を《受容》することに徹しよう。これこそが第一であろう…とした。

そのことで親や家族も一時的な安堵の時を過ごせる。それも大切なものである…と。子どもの遭難を目の前にして混乱している家族への働きかけもすぐにままならない。家族の

非難もしまい。家族のありのままも受容しよう…。

そして、その避難港でのしばしの安らぎの中で、やがて子ども達は自らの力を貯えて再び《心の避難港》から出発を準備するはずである…。

たとえ、特に神経症的な素質が強くても、時には精神病的な要素が強くても、子ども達はそれらを乗り越え（闘病）、あるいはその障害を従えて生涯を生きて行こうが（従病）、《安らぎ》の中に安住せずに、やがて出港を求めて行動するはずである。

どんな問題を持ち障害を抱えようが、成長しつづける子どもとは現状のままの自己にとどまるものではない…。子どもとはそういうものである。

子ども達の《心の避難港》から出発の準備…

そのためには、難破し破損した箇所を修理しなくては出港出来ないし、以前より強い力をもたなくては、更に困難が予想される荒波には出港できない…。

そのための営みが、避難港での安堵の中の自己コントロール。つまり子ども自身の《自律》への歩みと。そして“つまずき”から立ち上がり前進しようとする《自立》への歩みである。

「ことりさわ学園」を求めて来た子どもとは、やがてこういう行動をする子ども達であることを確信しよう…。しかし、この子ども達は殊の外弱く、しかも子どもであるがために十分な力が備わっていない。そのためには職員が力を貸さなくては出来ないことが多い。医療が必要な子どもには医療の力で、特に心理療法が必要な子どもにはそれを、特に生活指導が必要な子どもにはそれを、教育が必要な子どもには教育の力を…というように、子ども一人一人の今の状況に合わせて職員として、また施設として力を貸そう。

もし施設の中で、子ども達への支援が出来ないものがあれば（限られた力、そして経験の浅い未熟な自分達であれば尚のこと当然）学園以外にそれを求めて支援しよう…。

このことが、子ども達への《支援》としての治療であり指導と言えるものであるだろう…と。

私達は、子どもにとって施設の生活とは何か？について考えてみた。

子どもは子どもの中で育つ。子どもはそれを発達に伴う根元的欲求として求めている…。これは真実である。

「ことりさわ学園」に来た子どもたちは、自己の発達のために、本来的にこのことを求めてさまよい続けたのに、それを果たすことが出来なかった子ども達である。であるとすれば、この子ども達にそれを獲得することを保障しなくてはならない。

「成績はいつでも良いのです。ただ欲しいのは、みんなと同じように仲間の中で“普通”でありたいのです…」これはある子どもの発した言葉である。この子どもとしての事実をきちんと捉えよう！ということも私たちは確認した。

つまり《子ども達自身による、子ども達のための心の港》の形成過程こそが子ども達に必要であるということの意味する。それが子どもにとっての“治療過程”とも言えるものであろう…。それをきちんと保障しよう。

そのためには、心の不安と混乱を持つ子ども達であっても、一人一人それぞれの良さを発揮し、互いに評価されつつ、主体的で創造的な生活、つまり自治的な生活行動を子ども達に促し、子ども達一人一人が自らの特性を生かしつつ、“育ち合う”ことを支援しよう…。

その中で必要に応じて、子ども達が自分自身のために施設の機能や職員を積極的に活用し、自分の持つ課題や問題を解消していこうとする。そのためにこそ子どもは施設に来たのである。ここにこそ、子どもにとっての《施設の存在》と《施設入所治療》の意義があると見た。

これは長い間の「みどり学園」における病弱児の闘病を支援する中で得てきた私たちの経験でもある。基本的には、心病む子ども達にもこのことは通じるものだと考えた。

さらにまた、「ことりさわ学園」を活用する子ども達は、自らの責任で心を混乱し果てたわけではなく、自分の所属する仲間、家庭や学校、地域社会から好んで逃避したのでなく、

子どもなりに苦悩し、苦勞しつづけてきたが、そうならざるを得なかった子ども達である。
とするならばその子ども達にこそ輝かしい未来が保障される必要があるだろう。

そのためには《心の避難港》である「ことりさわ学園」の中で、他の健康な子ども達以上に力を貯えられる経験や学習を積ませてもらう資格がある子ども達である。

敗者としての子どもの扱いでなく「つまずいた」が苦闘して立ち上がろうとしている子ども達」との認識が必要であろう。

そのためには、健康な子ども達が保障されている以上の最大限の支援が出来る施設づくりをしよう。

これが情緒障害児の子ども達への児童福祉の基本であると考えた。

「ことりさわ学園」の子ども達の部屋の名前を世界の港町とした意味は、以上の願いを込めてである。職員室一つにしても、完全オープン化したのは、子ども達にとっていつでも自分に必要な職員の活用を呼びかけていることでもある。施設内に一切鍵を掛けないのは、ここは子ども達のための施設で、職員のための施設ではないから、子ども達が好きなように使いなさいということでもある。

また、特に細かい日課や規則を定めず、子ども達の自発的な行動を求めたのも以上述べてきた理由からである。

さらに、可能な限り子ども達のために多面的な活動の機会と場を保障して行こうとしたのも前述の考えに基づいたものである。

以上が「ことりさわ学園」の発足にあたり、私達が確認し合った、心病む子ども達の《避難港》、「ことりさわ学園」の基本理念であった。

3 施設の基本方針

総合環境療法における治療・支援の目標

[1] 子ども一人に対して一つの治療・支援方針を確立する

これは治療・支援にあたって子どもの個別性を最重要視し、かつ子ども一人一人の人間性を尊重したものである。

ある特定の治療・指導法を子ども達に押しつけるのではなく、あくまでも子ども個々の状況に合わせ、個々の子どもに最も適合した治療・指導を探し求め子どもを支援していく。

[2] 医療・心理・生活支援・教育の統合的な療育支援体系を確立する

これは子どもの治療・支援にあたって、子どもは心身の統合体である事実、その持つ課題も統合的にとらえなくてはならないことから発するものである。

このため施設内外の専門機関などの協力を得て、子ども達に最高の支援を行うようにする。

[3] 施設単独での治療・支援の自己完結性を求めない

これは、情緒障害の子ども達の多くが基盤としている《特質》を持つことへの認識に基づくものであり、同時に施設万能論への自らへの制約とも言えるものである。

子どもの発達、子どもの問題に合わせて、他の専門機関との連携を深め、入所前の治療（特に児童相談所の治療）を土台として入所治療にあたり、その成果を退所後の治療・指導につなげていく。

[4] 早期対応、家族との治療をめざす

施設の活用を広く呼びかけ、気軽に施設入所が行えるようにするとともに、入所後の治療においても、子ども自身及び家族の協力を得て治療支援に取り組む。

[5] 子どもの毎日の生活行動の中で治療・支援をめざす

これは、特別に設定された時点のみが治療・支援ではなくて、子ども達の日々の生活場面や生活行動の総てに治療・支援の手掛かりが存在するので、これらを子ども達の持つ課題の解決のために最大限活用させていこうということである。

[6] 近隣社会や原籍校との連携の中で治療・支援を行う

これは、子ども達の社会性を少しずつ広げるためばかりでなく、子ども達の持つ課題を解決するために、学園以外の諸機関を積極的に活用するために必要なことである。

職員の基本姿勢

1. 私たち職員は、学園で生活する子どもの基本的人権を尊重し、プライバシーの保護・体罰禁止の原則を守って援助します。
2. 私たち職員は、「全ての子どもは自由であり、また権利においても平等なもの」としてその生活を守っていきます。
3. 私たち職員は、学園で生活する子どもに対して高圧的、乱暴な言動をせず、一人ひとりが安心して誇りを持って暮らせる施設の実現に努めます。
4. 私たち職員は、子ども達が様々な課題を抱えて学園に入ってくる背景を踏まえて、子ども一人ひとりが守られ癒され被包感をもてるように努力します。
5. 私たち職員は、学園で生活する子ども一人ひとりの自主性、自発性を育み、自立に向けて援助します。そのために、自ら判断し、決定できる場と機会を保障します。
6. 私たち職員は、将来、学園で生活する子どもが社会生活を営めるよう、知識・技能・ルールの習得をめざして援助します。

7. 私たち職員は、学園で生活する子ども一人ひとりの能力・社会的条件に適した進路選択を共に考える立場で援助します。
8. 私たち職員は、学園で生活する一人ひとりの「自立支援計画」（治療・支援方針）を作成して援助します。
9. 私たち職員は、学園で生活していくうえで必要なルール・マナーを利用児一人ひとりが理解できるように援助します。
10. 私たち職員は、上にあげた専門的役割を認識し、職員相互のチームワークと自己研鑽により、援助の質の向上をめざします。

第3章 課題解決に向けた取組（基本方針別）

1 心理治療（基本方針1）

（1）最重点目標

『総合環境療法として心理治療の充実』

① 現状と課題	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合環境療法（施設全体が治療の場であり、施設内で行っている全ての活動が治療であるという立場で行われる実践）としての治療・支援の実施 ・高学齢児（高校生等）の入所が増加 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童心理治療施設」と名称変更することによる一層の心理治療の強化が必要 ・当施設としての心理治療の構造化（新たな標準的実施方法）が未確立 ・心理療法士の育成研修が不十分
② 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援計画に基づく心理治療の実施 ・総合環境療法の徹底 ・計画的かつ組織的にすべての子どもに対する個別心理治療の実施 ・集団心理治療の実施 {マナー教室（SST）、セカンドステップ} ・心理治療の時間的・空間的構造化（新たな標準的実施方法の確立）に向けた検討・実践 ・心理治療の技術・質の向上に向けたスーパーバイズ体制の充実

（2）他の重点目標

『心理治療の体制整備』

① 現状と課題	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携 ・外部スーパーバイザーの活用 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理治療を実施する時間が不足 ・心理治療室（プレイセラピー等への対応）が確保できない ・子ども・家族に対する説明が不十分→フィードバックができていない ・心理職と他職種との連携が不十分
② 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム連携体制の強化による心理治療の計画性・連続性の確立 ・プレイセラピーが実施できる部屋の整備 ・子ども・家族に対するインフォームド・コンセント（説明と同意）の強化 ・コンサルテーション体制を確保するチーム支援体制の構築

2 生活支援（基本方針2）

（1）最重点目標

『社会生活を見通した自立支援の充実』

① 現状と課題	(現状) ・ 総合環境療法の視点に基づく生活支援の実施 ・ 権利擁護、プライバシーへの配慮、リスクマネジメント、スーパービジョンへの組織的な取組 (課題) ・ 入所児童のニーズの変化に対応した生活日課の見直しが必要 ・ 高学齢児や精神科通院児童、被虐待児等、支援ニーズの高い子どもの増加
② 取組方針	・ 児童自立支援計画に基づく治療支援の実施 ・ 子どもの自己決定と選択を尊重し、権利擁護の視点に基づく良質かつ安心・安全な生活支援の提供 ・ 良質かつ安心・安全な生活を実現するための子どもの視点に立った生活日課の再編及び生活環境の整備 ・ 多様化する支援ニーズへの対応力を高める人材育成プログラムの構築

（2）他の重点目標

『連携による支援体制の構築』

① 現状と課題	(現状) ・ 個別のニーズに対応したチーム・アプローチの実践 ・ 各種マニュアルの整備による標準的な実施方法の明確化 (課題) ・ グループワークの実施体制が確立できていない ・ アフターケアの取組が不十分
② 取組方針	・ チーム連携体制の強化による生活支援の計画性・連続性の確立 ・ 各種マニュアルに基づく実践の確認 ・ 集団のかかわりの中で「認められる体験」を通じた自己肯定感・自発性・規範意識の育成支援

3 医療、学校教育その他関係機関との連携（基本方針3）

（1）最重点目標

『関係機関への情報発信の強化』

① 現状 と 課題	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none">・「各種関係機関・団体・個人連絡先リスト」の作成及び活用・ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）、パンフレットの活用による情報発信 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none">・施設機能に関する関係機関への情報発信の不足・教育委員会・市町村児童福祉担当課との定期的な情報交換等の場が不足
② 取組 方針	<ul style="list-style-type: none">・地域に対する施設機能の提供を通じた広報活動の強化・教育委員会等に対する定期的な情報交換会等開催の呼びかけ及び教育委員会等が開催する研修会等への積極的な参加・各種メディア等を活用した情報発信の強化

（2）他の重点目標

『多様な連携によるチーム・アプローチの推進』

① 現状 と 課題	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none">・もりおかこども病院その他医療機関との連携・「学校教育相談（夏季・冬季）研修会」の開催・支援学校とのケース会議及び児童相談所との業務連絡会の定期開催 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none">・他の児童福祉施設等との連携が不足・要保護児童対策地域協議会への参加が限定的・一時保護委託の受入体制が確立できていない
② 取組 方針	<ul style="list-style-type: none">・施設機能の活用に関する児童相談所との協議・青松支援学校との連携強化・児童養護施設・児童自立支援施設との連携強化・全国児童心理治療施設協議会・岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会等との連携強化・市町村要保護児童対策地域協議会への参加推進

4 家族との治療協力（基本方針4）

（1）最重点目標

『家族再統合の支援強化』

① 現状と課題	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者からの意見を取り入れた「家族会」の開催（年6回程度）・「入園のしおり」「生活のしおり（日課編・権利編）」の作成及び活用・「家族療法事業実施要領」に基づく家族療法事業の実施・「青春塾」の運営・苦情及び意見・提案・要望等への対応マニュアルの整備 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭復帰後のアフターケアの体制や仕組みが十分に機能していない
② 取組方針	<ul style="list-style-type: none">・家族との関係を継続、さらに促進するための協力関係の構築・家族会の強化及び活性化・家族に対する「治療者としての教育」の計画的な実施・家庭復帰後の相談支援機関との連携

（2）他の重点目標

『家庭支援専門相談員の機能強化』

① 現状と課題	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭支援専門相談員の配置・家族面談・家庭訪問の実施 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭支援専門相談員が兼務配置となっている・家庭支援専門相談員の業務整理が不十分・家庭支援専門相談員のスキルアップ
② 取組方針	<ul style="list-style-type: none">・家庭支援専門相談員の組織的な機能強化・家庭支援専門相談員の業務の整理・家庭支援専門相談員の人材育成方針・研修プログラムの作成

5 地域交流・地域貢献（基本方針5）

（1）最重点目標

『地域交流による子どもの生活体験の拡大』

① 現状と課題	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同性同年齢同士の小グループ活動による地域行事等への参加の推進 ・ 松園地区・西和賀町・葛巻町江刈川地区との交流 ・ 学園公開・弁論大会の開催 ・ ボランティアの受入れ <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の福祉需要についての資料やデータ等の把握が不十分で、職員の地域貢献に対する意識が低い ・ 地域への情報発信の不足
② 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの生活が施設の中で完結することなく、地域住民との関係を継続または構築する交流活動の実施 ・ 地域における福祉システムの構築への参画 ・ 地域アセスメントに基づく地域の生活課題、福祉需要に即応した社会貢献活動の実施 ・ 法人の方針に基づく I W A T E あんしんサポート事業への参画 ・ 地域ボランティアの積極的な受入れ ・ 地域に対する情報発信の強化

（2）他の重点目標

『施設機能を活かした地域貢献の推進』

① 現状と課題	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来相談「青春塾」「心の相談室」の実施 ・ 「いわて・こども虐待防止でんわ相談」（I・CAP・T）の実施 ・ 「子どもの心身発達育成研究会」の事務局の担当 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ニーズの把握（地域アセスメント）が不十分 ・ 災害時の福祉避難所等としての施設の活用について検討中である
② 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事業の充実による地域の子育て支援の強化 ・ 関係機関との連携による地域住民を対象とした子育て支援への貢献 ・ 地域支援会議等の開催 ・ 「子どもの心身発達育成研究会」等の事務局強化 ・ 学校の教職員に対する支援の強化

第4章 人材育成のための研修計画

1 基本的な考え方

法人が策定した中・長期経営計画において、「法人の期待する職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組む」こととされた。具体的な取組としては、①人材育成制度の構築、②職員が自分の将来に希望が持てる仕組みの構築、の2つの視点が挙げられている。これを受けて、法人では、法人研修委員会を立ち上げ、法人の人材育成ビジョンとその具体的な研修制度を検討、構築し、平成30年度を目標として実際に実施していくこととなった。

当施設では、法人の方針に従い、職員研修委員会において、施設として求める職員像を明確にし、職務能力や全人的な成長を目的とした資格取得のための支援体制や制度等を整備して、職員自身が将来への見通しの持てる仕組みづくりを行うものとする。本計画には、これまでの施設独自の取組を参考として、平成32年度までの総合的な研修計画を提示する。職員研修委員会では、本計画に基づき各年度において研修を実施しながら、法人研修委員会および全情短研修検討委員会との連携のもと、当施設として新たな研修計画の策定に取り組むこととする。

2 階層別研修

階層別研修は、福祉の専門性に着目したキャリアとして、内定者から新任、中堅、チームリーダー、基幹的職員、管理職、施設長といったキャリアパスモデルに従って取り組むものである。

研修名	研修内容
内定研修	・内定者施設見学（職場内研修） ・内定者研修「ことりさわ学園について」（職場内研修）
初任者研修 （3年未満）	・福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程初任者編 ・職場内研修
中堅職員研修 （3年～10年未満）	・福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程中堅職員編 ・職場内研修
チームリーダー研修 （10年以上）	・福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程チームリーダー編 ・児童心理治療施設職員指導者研修（子どもの虹情報センター） ・職場内研修
基幹的職員研修	・児童養護施設等基幹的職員研修
管理職研修	・福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程管理職員編
施設長研修	・社会福祉施設長資格認定講習課程 ・全国児童心理治療施設協議会施設長研修（年3回） ・施設外研修

3 課題別・テーマ別研修

課題別・テーマ別研修は、安心安全の施設作りのために全職員がスキルアップを目指すことを目的とし取り組むものである。

研修名	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理念・基本方針	1回（新任）	1回（新任）	1回（新任）	1回（新任）
治療・支援の質向上	2回	2回	2回	2回
権利擁護	1回	1回	1回	1回
リスクマネジメント	1回	1回	1回	1回
地域交流	3回	3回	3回	3回
地域貢献	6回	6回	6回	6回
感染症対策	1回	1回	1回	1回
メンタルヘルス	1回		1回	
自己評価・第三者評価	1回			1回

※平成29年度と32年度に第三者評価を受診予定。

4 職種別研修

職種別研修は、各職種の専門性の向上とスキルアップを目指すことを目的として取り組むものである。

職種名	研修内容・回数
施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国児童心理治療施設協議会施設長研修（年3回） ・ 全国児童心理治療施設協議会北海道・東北ブロック職員研修会 ・ 児童施設協議会児童福祉施設職員研修会
看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国秋季セミナー「児童養護施設における性と生の課題」 ・ 児童福祉施設協議会職員研修会 ・ 感染症集団発生予防研修会 ・ 岩手県立療育センター療育研修会
心理療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国児童心理治療施設協議会全体職員研修会 ・ 全国児童心理治療施設協議会職員研修会心理治療部会 ・ 全国児童心理治療施設協議会北海道・東北ブロック職員研修会 ・ 岩手県児童養護施設協議会全体研修会 ・ 岩手県高等学校教育研究会特別支援教育部会講演会 ・ 開善塾教育相談実技研修会 ・ 児童相談所と児童福祉施設心理療法担当職員等研修会 ・ 岩手県児童福祉施設等職員向け児童虐待対応研修 ・ 包括的暴力防止プログラム（GVPPP）トレーナー養成研修会 ・ 岩手県発達障がい者支援センター研修会
児童指導員 保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国児童心理治療施設協議会全体職員研修会 ・ 全国児童心理治療施設協議会職員研修会生活指導部会 ・ 全国児童心理治療施設協議会北海道・東北ブロック職員研修会 ・ 岩手県児童養護施設協議会全体研修会 ・ 岩手県立療育センター療育研修会 ・ 岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会研修会 ・ 親と子、教育・医療関係者が発達障がいの世界を知るための研修会 ・ コミュニケーションスキル研修

	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県ふつうの会フォーラム ・児童福祉施設職員児童虐待対応研修 ・福祉の心を学ぶ講演会
栄養士 調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県児童養護施設協議会全体研修会 ・給食従事者研修会 ・第1ブロック児童福祉施設給食関係者研修会 ・植物油講演会 ・地域・給食施設等栄養管理担当者研修



第5章 職員配置計画

1 基本的な考え方

平成29年度に職員配置基準が指導員保育士4.5：1から3：1に心理療法士10：1から7：1へ変更予定となっている。法人の中・長期経営計画によると、平成30年度に入所児童定員を40名に変更することと併せ、平成31年度までに常勤職5名の採用を見込んだ予算編成を行っている。

2 職員数の増減と人件費の増減予測

ア 職員数の増減予定

区分		平成29年度 (A)		平成30年度		平成31年度		平成32年度 (B)		増減 (B)-(A)
常勤職員	施設長	1人	3.0%	1人	3.0%	1人	2.9%	1人	2.9%	0人
	看護師	1人	3.0%	1人	3.0%	1人	2.9%	1人	2.9%	0人
	セラピスト	5人	15.2%	5人	15.2%	6人	17.7%	6人	17.7%	1人
	児童指導員 保育士	16人	48.5%	16人	48.5%	17人	50%	17人	50%	1人
	栄養士	1人	3.0%	1人	3.0%	1人	2.9%	1人	2.9%	0人
	事務員	1人	3.0%	1人	3.0%	1人	2.9%	1人	2.9%	0人
	調理員等	2人	6.1%	3人	9.2%	3人	8.9%	3人	8.9%	1人
非常勤職員	医師	2人	6.1%	2人	6.1%	2人	6%	2人	6%	0人
	セラピスト	1人	3.0%	1人	3.0%	1人	2.9%	1人	2.9%	0人
	児童指導員 保育士	1人	3.0%	1人	3.0%	0人	0%	0人	0%	-1人
	調理員等	2人	6.1%	1人	3.0%	1人	2.9%	1人	2.9%	-1人
計		33人	100%	33人	100%	34人	100%	34人	100%	+1人

イ 現状と課題

現状：

- ・宿直回数の軽減→宿直専門アルバイトの確保
- ・非常勤調理員1名の29年度定年退職→給食職員の確保

課題：

- ・常勤精神科医の確保
- ・看護師の2人体制
- ・セラピストの確保

第6章 施設整備計画

1 基本的な考え方

本施設の施設整備については、法人における各施設の整備計画の優先順位から、みちのく・みどり学園、もりおかこども病院の建て替え終了後の検討予定となっている。しかし、平成29年度に本施設は創立30周年を迎え、建物の構造的問題や子ども達の生活環境面からも、入所児童の変容に対応できなくなりつつあるのが現状である。

創立当時（昭和62年）は、小学生の低学年を対象とした建物の構造であり、施設設備においても同様に、小学生をモデルに設置されていることから、この間何度か改修や改築を実施し、何とか対応してきている。子ども達の居室を和室（畳）から洋室（ベッド）に変えたり、遊戯治療室を高校生男子の居室に改修（平成12年）、女子の浴室やトイレ、洗面所・洗濯場を女子棟内に設置（平成26年）するなど、その他にも調理実習室や造形室の整備等々を重ねながら随時対応をしてきたが、中高校生が8割を超える中では治療構造上厳しい現状にある。

平成28年度現在、情緒障害児短期治療施設は全国で45施設となっているが、一方で暫定定員となっている施設が4割近くあるという現状もあり、首都圏と地方都市との格差がはっきりしてきている。長期的には、今後さらに少子化の傾向が進むことが見込まれる中で、本施設は平成24年度より5年連続で暫定定員となり、施設運営上でも支障をきたしている。虐待や愛着、さらに発達に課題を持つ子ども達の入所に加えて、以前は対象とされてこなかった精神科領域の子ども達の入所が増えてきている。精神科医療機関への受診は7割を超え、6割が服薬を必要としている。過密な生活環境からおこる刺激等の軽減を図ることが急務として、定員を削減する方向で関係機関と協議を重ねてきたが、本計画策定時点において、まだ実現に至っていない。今後も、岩手県家庭的養護推進計画の推移を見ていく中で、県や児童相談所と協議をしていく方向としているが、職員配置の観点からも、平成30年度には定員を40名とすることで改善を図りたい。

子ども達が落ち着いた生活環境の中でこそ、児童心理治療施設としての治療支援ができるといえる。将来的な建物の建て替え（新築）により構造的な課題の解決を図り、さらに入所定員を削減して小規模化を進めることが望ましいと考える。

さらに、増え続ける被虐待児や愛着に課題を持つ子ども達のための親子関係の再構築支援が求められている中で、その機能を持つ建物（親子訓練棟）が不可欠となってきている。また、性的被虐待児の入所に伴い、二次的な被害防止の観点から、男女の生活区分化をすすめてきたが、構造的に難しい状況である。

以上のことを踏まえ、本計画にて今後の施設整備の方向性、整備計画について提示する。その実現に向けては、本施設職員による専門委員会を設け、法人事務局と協議しながら進めていきたい。

2 施設整備・修繕計画の概要

年度	施設・設備名	整備・修繕の概要	見込額 (単位：千円)	備考
29	トイレの洋式化及びドライフロア化 職員室の拡充 2階のエアコンの導入	1階トイレ パーティションの有無 会議室等	980 2000	
30	居室等のエアコンの導入 防犯カメラの設置	正面玄関	予算と照らし合わせながら検討 予算と照らし合わせながら検討	
31	男子児童玄関の設置		予算と照らし合わせながら検討	
32	外壁の補修 屋上防水シートの張り替え		予算と照らし合わせながら検討 予算と照らし合わせながら検討	

3 固定資産物品等購入計画

年度	物品名	物品の概要	見込額 (単位：千円)	備考
29	ノートパソコン 車両	職員室 軽自動車等	1000 2000	
30	会議室テーブル・イス		予算と照らし合わせながら検討	
31	家族療法棟の設置		予算と照らし合わせながら検討	
32				

第7章 計画の推進方策

1 マネジメントのあり方（計画の進捗管理）

法人の中・長期経営計画の進行の管理や見直しについては、法人が設置する経営計画策定委員会が定期的にモニタリングを行うとされる。本計画の進捗管理もこれと連動しながら、「ことりさわ学園中長期ビジョン策定委員会」において行う。

本計画は、PDCAサイクル（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、計画的なサイクルを通じた持続的な成果と、メリハリのある選択と集中を追求する。この実施にあたっては、毎年度のローリングの実施により、利用者満足度や治療・支援成果、職員の働きやすさや経費の効率化等が不十分とみなされる事業は、積極的に再構築を図ることとする。

また、特に職員配置、施設整備の各計画については、法人本部による高度かつ総合的な経営判断を要することから、随時、理事・評議員による協議の場を設け、具体的な計画化を図ります。

計画の進捗状況や当施設における取組については、ホームページや広報紙等において、地域住民に対して周知を図るとともに、職員や入所児童からの意見収集を通じて、日常的に課題の把握に努める。

2 推進体制

本計画の推進にあたっては、「ことりさわ学園中長期ビジョン策定委員会」を推進組織として、入所児童及びその家族の意見を参考としつつ、全職員の参画を促しながら、併せて、法人の中・長期経営計画及び他施設によって策定される経営計画・事業計画との連携を図って推進するものとする。

資料編

SWOT分析データ

改正児童福祉法第3条の二の解釈に基づく社会的養護（狭義）（案）

家庭と同様の環境における養育の推進

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ